

財団法人 日本航空協会寄附行為

昭和28年 1月24日制定	同 49年 8月22日変更
同 28年12月25日変更	平成10年 6月12日変更
同 38年 1月31日変更	同 12年 7月 3日変更
同 43年 2月 8日変更	同 14年 7月10日変更

第1章 総 則

- 第1条 この会は財団法人日本航空協会という
- 第2条 この会は、航空宇宙思想の普及、航空技術の向上を図り、内外航空宇宙団体との緊密な連携のもとに航空宇宙諸般の進歩発展に寄与することを目的とする
- 第3条 この会の主たる事務所を、東京都港区内に置く
- 2 会長は必要に応じ、理事会の議決を経て支部を設けることができる

第2章 事 業

- 第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う
- (1) 航空宇宙に関する講演会、講習会、展覧会、映画会等の開催
 - (2) 航空宇宙に関する資料の収集及び展示
 - (3) 機関紙その他航空宇宙に関する図書の発行
 - (4) 航空宇宙に関する調査研究
 - (5) 航空スポーツの奨励とその指導者の養成
 - (6) 各種航空宇宙記録の公認
 - (7) 国際航空宇宙連盟（F・A・I）正会員としての権限と会務の行使
 - (8) 外国の関係諸機関並に航空宇宙団体との連絡
 - (9) 航空宇宙関係者の表彰及び弔慰援護
 - (10) 国内航空宇宙諸団体との連携
 - (11) その他この会の目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

- 第5条 この会の資産は次の通りとする
- (1) 設立の日に有する資産
 - (2) 事業及び資産から生ずる収入
 - (3) 補助金、寄附金その他の収入
- 第6条 前条の資産中、次に掲げるものを基本財産とし、その他のものを通常財産とする

- (1) 理事会で基本財産と指定したもの
- (2) 基本財産として寄附されたもの

- 第7条 基本財産は、通常財産と区別して保全し、その管理方法は理事会の議決を経て、会長がこれを決める
- 2 基本財産は、これを処分し、または担保に供することはできない
ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる
 - 3 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない
- 第8条 この会の経費は、通常財産のうちから支弁する
- 第9条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る
- 第10条 この会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、理事会に提出し、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。 これを変更しようとする場合も同様とする
- 第11条 前条に規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行することができる
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす
- 第12条 会長は、毎事業年度終了後、その事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事に提出し、その監査を受けなければならない
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し監査報告書を作成して会長に提出しなければならない
 - 3 会長は、前2項の書類及び報告書について、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3ヶ月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。
- 第13条 この会が予算に基づき資金の借入れをしようとするときは、その借り入れた年度内に償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない

第4章 役員等

- 第14条 この会に次の役員を置く
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 3名以内 |
| 専務理事 | 1名 |
| 常務理事 | 4名以内 |
| 理 事 | 25名以上30名以内（会長、副会長、専務理事、常務理事を含む） |

監 事 2名又は3名

- 第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを選出する
 - 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない
 - 4 理事のうちいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない
 - 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない
 - 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない
- 第16条 会長は、この会を代表し、会務を総理する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する
 - 3 専務理事は会長及び副会長を補佐し、事務局を統括する
 - 4 常務理事は、専務理事を補佐し、会務を分掌する
 - 5 理事は、理事会を構成し、業務を執行する
 - 6 監事は、民法第59条に定める次に掲げる職務を行うほか、理事会に出席して意見を述べることができる
 - (1)財産及び会計を監査すること
 - (2)理事の業務執行状況を監査すること
 - (3)財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること
 - (4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること
- 第17条 役員任期は2年とする、ただし、再任を妨げない
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする
 - 3 役員が更迭され、又はその任期が満了した場合は、後任者の就任するまでは前任者がその職務を行う
- 第18条 半数以上の理事が欠けることとなった場合は、速やかに評議員会において後任理事を選任しなければならない
- 第19条 役員はすべて名誉職とする。ただし常勤の理事は有給とすることができる
- 第20条 役員に心身の故障、選任事情の変更その他やむを得ない事由の生じたとき、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て解任することができる
- 2 前項の場合、解任されようとする役員に対し、理事会及び評議員会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない
- 第21条 この会に、顧問6名以内を置くことができる
- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する

- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べるほか、理事会に出席して意見を述べるができる
- 4 顧問には、第17条第1項及び第19条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする

第5章 理 事 会

- 第22条 理事会は、理事をもって構成し、会長がその議長となる
- 第23条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする
- 2 通常理事会は、毎年2回開催し、会長が招集する
 - 3 臨時理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったときに、会長が招集する
 - 4 理事会は、第16条第6項第4号の規定により、監事から請求があったとき、又は監事が招集したとき開催する
 - 5 会長は、第3項又は第4項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない
 - 6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる
- 第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない
- 2 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる
- 第25条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合その理事は出席したものと見なす
- 第26条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した出席理事2名以上が押印し、これを事務局に保存する
- 第27条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この会の業務に関する重要な事項を決議する

第6章 評議員及び評議員会

- 第28条 この会に、評議員30名以上35名以内を置く
- 2 評議員は、理事会において、これを選任する
- 第29条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない
- 2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする

- 3 評議員が更迭され、又はその任期が満了した場合は、後任者の就任するまでは前任者がその職務を行う
- 第30条 半数以上の評議員が欠けることとなった場合は、速やかに理事会において後任評議員を選任しなければならない
- 第31条 評議員はすべて名誉職とする
- 第32条 評議員に心身の故障、選任事情の変更その他やむを得ない事由の生じたとき、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、会長はこれを解任することができる
- 2 前項の場合、会長は、解任されようとする評議員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない
- 第33条 評議員会は、評議員をもって構成する
- 2 評議員会は、第16条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する
- 3 評議員会の議長は、評議員の互選により決める
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長より諮問された事項について審議し、会長に助言する
- 5 評議員会には、第23条から第26条の規定を準用する。この場合において、「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする
- 6 全各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める

第7章 賛 助 員

- 第34条 この会の趣旨に賛同して、一定の金品を寄附したものを賛助員とする
- 2 賛助員は次の通りとする
- 有功賛助員
特別賛助員
正賛助員
普通賛助員
- 3 賛助員に関する基準は別に定める
- 4 賛助員はこの会の施設の利用その他便宜を受けることができる

第8章 寄附行為の変更及び解散等

- 第35条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければならない
- 第36条 この会を解散しようとするとき及び解散に伴う残余財産を処分しようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければならない
- 第37条 前条の残余財産は、この会と類似の目的を有する公益団体に寄附するものとする

第9章 事務局

- 第38条 この会に事務局を置く
- 2 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める
- 第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかななければならない
- (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事の名簿
 - (3) 事業計画及び予算に関する書類
 - (4) 事業報告及び決算に関する書類
 - (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する資料および議事録
 - (8) 理事及び監事の履歴書
 - (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない

雑 則

- 第40条 この寄附行為を実施するため必要な細則は、理事会の承認を得て、会長が別に定める